

安田女子大学学則

第1章 目的

（目的）

第1条 安田女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を養い、もって文化の向上に寄与する人格円満な女子を育成することを目的とする。

（自己評価及び教育内容等の改善のための組織等）

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の点検及び評価並びに教育の内容及び方法の改善を図るために必要な事項は、別に定める。

（情報の積極的な公表）

第1条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 学部及び大学院組織

（学部・学科）

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部	日本文学科
	書道学科
	英語英米文学科
教育学部	児童教育学科
	幼児教育学科
心理学部	現代心理学科
	ビジネス心理学科
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科
	国際観光ビジネス学科
	公共経営学科
家政学部	生活デザイン学科
	管理栄養学科
	造形デザイン学科
薬学部	薬学科
看護学部	看護学科
理工学部	生物科学科
	情報科学科
	建築学科

2 学部及び学科ごとの目的に関し必要な事項は、別に定める。

（大学院）

第2条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第3章 教育課程

（教育課程）

第3条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとし、これを4年間に配当して教授する。ただし、薬学部にあつては、6年間に配当して教授する。

第4章 修業年限、学年、学期、授業期間及び休業日

（修業年限）

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部にあつては、6年とする。

2 在学期間は、6年を超えることができない。ただし、薬学部にあつては、9年を超えることができない。

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月19日まで

後期 9月20日から翌年3月31日まで

（1年間の授業期間）

第6条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第7条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 夏季休業 8月1日から9月19日まで

(4) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

(5) 学年末休業 2月1日から3月31日まで

第5章 履修方法、免許・資格、単位の基準及び単位認定

（履修方法）

第8条 学生（薬学部の学生を除く。）は、次の各号の規定に従い4年以上にわたって所定科目を履修し、卒業単位128単位以上を修得しなければならない。

(1) 特別科目 4単位

(2) 共通教育科目 32単位以上

(3) 専門教育科目 92単位以上

2 薬学部の学生は、次の各号の規定に従い6年以上にわたって所定科目を履修し、卒業単位197単位以上を修得しなければならない。

(1) 特別科目 4単位

(2) 共通教育科目 32単位以上

(3) 専門教育科目 161単位以上

（免許・資格）

第8条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定に基づき本学で取得できる教員の免許状の種類は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
文学部	日本文学科	中学校教諭一種免許状	国 語
		高等学校教諭一種免許状	国 語
		高等学校教諭一種免許状	書 道

	書道学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国 語 国 語 書 道
	英語英米文学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
教育学部	児童教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	
	幼児教育学科	幼稚園教諭一種免許状	
心理学部	現代心理学科	養護教諭一種免許状	
家政学部	生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家 庭 家 庭
	管理栄養学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 栄養教諭一種免許状	家 庭 家 庭

- 3 司書の資格を取得しようとする者は、図書館法（昭和25年法律第118号）及び同法施行規則（昭和25年文部省令第27号）に定める単位を修得しなければならない。
- 4 司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に定める単位を修得しなければならない。
- 5 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める単位を修得しなければならない。
- 6 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める単位を修得しなければならない。
- 7 建築士の受験資格を取得しようとする者は、建築士法施行令（昭和25年政令第201号）及び同法施行規則（昭和25年建設省令第38号）に定める単位を修得しなければならない。
- 8 栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める単位を修得しなければならない。
- 9 管理栄養士の受験資格を取得しようとする者は、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）に定める単位を修得しなければならない。
- 10 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得しようとする者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に基づく養成施設の登録基準に定める単位を修得しなければならない。
- 11 薬剤師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）、同法施行令（昭和36年政令第13号）、同法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）における薬学の正規課程を修得しなければならない。
- 12 看護師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、同法施行令（昭和28年政令第386号）及び同法施行規則（昭和25年厚生省令第37号）に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 13 保健師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、同法施行令（昭和28年政令第386号）及び同法施行規則（昭和25年厚生省令第37号）に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 14 助産師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、同法施行令（昭和28年政令第386号）及び同法施行規則（昭和25年厚生省令第37号）に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 15 登録日本語教員の受験資格を取得しようとする者は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）及び同法施行規則（令和5年文部科学省令第39号）に基づく認定機関の定め

る科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

（単位の基準）

第9条 第8条の単位の基準は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前3号に規定する基準を考慮して学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第9条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は高等専門学校の専攻科において行った学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

4 1年次に入学した者の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学における授業科目の履修等）

第9条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位数を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学に留学する場合に準用する。

3 前2項に規定する授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

（単位認定）

第10条 単位修得の認定は、試験、論文又は報告書その他の方法によって行い、一つの授業科目を履修した者に対しては、所定の単位を与える。

2 前項に関する細則は、別に定める。

（履修科目の登録の上限）

第10条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（学習評価）

第10条の3 学習評価は、秀、優、良、可及び不可の評価をもってし、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第6章 卒業及び学位

（卒業）

第11条 第4条第1項に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修してその単位を修得した者には、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 本学に3年以上在学した者（薬学部を除く。）が、卒業に必要な所定の単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第4条および第8条の規定にかかわらず、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長が早期卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与することができる。

3 前項の早期卒業に関する規定は、別に定める。

（学位の授与）

第12条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与については、別に定める。

第7章 収容定員

（収容定員）

第13条 学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	日本文学科	90名	1名(第3年次)	362名
	書道学科	30名	1名(第3年次)	122名
	英語英米文学科	70名	2名(第3年次)	284名
教育学部	児童教育学科	60名	1名(第3年次)	242名
	幼児教育学科	130名	2名(第3年次)	524名
心理学部	現代心理学科	90名	1名(第3年次)	362名
	ビジネス心理学科	60名	1名(第3年次)	242名
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	80名	1名(第3年次)	322名
	国際観光ビジネス学科	80名	1名(第3年次)	322名
	公共経営学科	60名	1名(第3年次)	242名
家政学部	生活デザイン学科	120名	2名(第3年次)	484名
	管理栄養学科	120名	—	480名
	造形デザイン学科	75名	—	300名
薬学部	薬学科	100名	2名(第3年次) 2名(第4年次)	614名
看護学部	看護学科	120名	—	480名
理工学部	生物科学科	60名	—	240名
	情報科学科	60名	—	240名
	建築学科	60名	—	240名
計	—	1,465名	16名(第3年次) 2名(第4年次)	6,102名

第8章 入学、休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、再入学、編入学、留学及び除籍

（入学時期）

第14条 入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格及び入学願）

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する女子で、かつ、本学の入学者選抜試験に合格したものであるものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 前項第3号の入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに所定の手続をしなければならない。

（入学手続）

第16条 本学が行う入学者選抜試験に合格した者は、別に定めるところにより、入学の手続をしなければならない。

（入学許可）

第16条の2 入学手続を完了した者に対して、学長は入学を許可する。

- 2 入学を許可された者は、誓約書等所定の書類を提出しなければならない。

（休学）

第17条 学生は、疾病その他の理由により2ヶ月以上学習することができない場合は、事由を具して学長に願い出て、その許可を得て、当該学期又は学年の終りまで休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 疾病その他の事由によって学習することが不適当と認められる場合は、学長は休学を命ずることがある。

第17条の2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

- 2 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第17条の3 学生は、休学期間満了の場合又は休学期間中であってもその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、疾病による事由により休学した者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（転学部及び転学科）

第17条の3の2 学生が他の学部転学部又は同一学部の他の学科に転学科の志願をしようとするときは、事由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 転学部及び転学科に関する規定は、別に定める。

（退学及び転学）

第17条の4 学生が退学又は他の大学に転学しようとするときは、その事由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（再入学）

第17条の5 前条の規定により本学を退学した者又は第17条の8第1項第2号若しくは第3号の規定により本学を除籍された者が、同一学科に再入学を願い出たときは、学長は入学を許可することがある。

- 2 再入学の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第17条の6 本学に編入学を希望する者があるときは、選考により第3年次（薬学部にあつては、第3年次又は第4年次）への編入学を許可することができる。

- 2 編入学に関する規定は、別に定める。

（留学）

第17条の7 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第4条第1項に定める修業年限に含めることができる。
3 留学に関する規定は、別に定める。

（除籍）

第17条の8 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長はこれを除籍することがある。

- (1) 第4条第2項に定める在学期間を経過しても、なお卒業の認定が得られない者
(2) 第17条の2に定める休学期間を超えた者
(3) 授業料その他諸納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
2 前項第3号に規定する授業料等の未納者に係る除籍手続に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

（表彰）

第18条 学長は、必要と認めたときは、教授会の意見を聴いて学生を表彰する。

（懲戒）

第19条 学長は、学生が本学の学則その他の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があつたときは、教授会の意見を聴いてこれを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

4 前3項に規定する懲戒の処分の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第19条の2 削除

第19条の3 削除

第10章 科目等履修生、委託生、研究生、外国人学生及び特別聴講学生

(科目等履修生、委託生、研究生及び外国人学生)

第20条 本学に科目等履修生、委託生、研究生及び外国人学生を入学させることがある。

2 前項に関する規定は、別にこれを定める。

第20条の2 第17条の8及び第19条の規定は、科目等履修生、委託生、研究生及び外国人学生に準用する。

2 削除

(特別聴講学生)

第20条の3 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該大学又は短期大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 授業料等諸納付金

(授業料等諸納付金)

第21条 本学における入学検定料、入学料及び授業料並びに施設設備費の額は、別表第2に定めるとおりとし、それぞれ所定の期日までに納入しなければならない。

2 教育実習等に関する諸経費は、別に定めるところにより徴収する。

3 既に納めた納付金は、理由の如何にかかわらず、一切これを返還しない。

4 休学した者の授業料及び諸納付金は、免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

5 退学を許可された者又は転学を許可された者は、その期の授業料及び諸納付金を納入しなければならない。

6 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料及び諸納付金を納入しなければならない。

7 薬学部及び理工学部の学生で、学力優秀なものに対して、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(納付金の納付方法)

第22条 授業料等諸納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 職員組織

(職員)

第23条 本学に、次の職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員

2 本学に、必要に応じ、次の職員を置くことができる。

副学長、学長補佐

3 その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第24条 本学の事務組織については、別に定めるところによる。

第13章 教授会

（大学教授会）

第25条 本学に、大学教授会を置く。

- 2 大学教授会は、学長が次の各号に掲げる全学的な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する基本的な事項
 - (2) 学位の授与に関する基本的な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 大学教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する全学的な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 大学教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 教授、准教授、講師、助教
- 5 大学教授会には、学長が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。
- 6 大学教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（学部教授会）

第25条の2 本学の各学部、学部教授会を置く。

- 2 学部教授会は、学長が次の各号に掲げる当該学部に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び当該学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 学部教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学部長
 - (2) 当該学部教授、准教授、講師、助教
- 5 学部教授会には、学部長が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。
- 6 学部教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（代議員会等）

第26条 大学教授会は、その定めるところにより、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定された代議員会等（審議機関）を置くことができる。

- 2 大学教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、大学教授会の議決とすることができる。
- 3 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 公開講座

（公開講座）

第27条 本学において、公開講座を設けることがある。

- 2 前項の公開講座に関する規定は、別に定める。

第15章 付属施設

（付属図書館）

第28条 本学に、付属図書館を置く。

- 2 前項の付属図書館に関する規定は、別に定める。

（付属研究所）

第28条の2 本学に、次の付属研究所を置く。

実践教育研究所
発達・臨床心理研究所

2 前項の付属研究所に関する規定は、別に定める。

第28条の3 削除

（付属薬用植物園）

第28条の4 本学に、付属薬用植物園を置く。

2 前項の付属薬用植物園に関する規定は、別に定める。

（付属学習支援センター）

第28条の5 本学に、付属学習支援センターを置く。

2 前項の付属学習支援センターに関する規定は、別に定める。

（付属教職センター）

第28条の5の2 本学に、付属教職センターを置く。

2 前項の付属教職センターに関する規定は、別に定める。

（付属保健センター）

第28条の6 本学に、付属保健センターを置く。

2 前項の付属保健センターに関する規定は、別に定める。

（付属幼稚園）

第29条 本学に、付属幼稚園を置く。

2 前項の付属幼稚園に関する規定は、別に定める。

第16章 厚生施設

（厚生施設）

第30条 本学に厚生施設を設け、学生及び職員の厚生を図る。

2 前項の厚生施設に関する規定は、別に定める。

第17章 雑則

（委任）

第31条 この学則の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度入学者から適用する。ただし、第13条の文学部児童教育学科という総定員数は昭和50年度を初年度とし、昭和53年度（完成時）における総定員数を示す。また、第21条第1項第4号の施設設備費については、昭和49年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この改正学則は、昭和51年4月1日から施行し、第21条については昭和51年度入学者から適用する。ただし、第13条の文学部日本文学科及び英米文学科という総定員数は、昭和51年から入学定員増を行い、昭和54年度以後における総定員数を示す。

附 則

この改正学則は、昭和55年4月1日から施行し、第21条については昭和55年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和56年4月1日から施行し、第21条については昭和56年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和57年4月1日から施行し、第21条については昭和57年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和58年4月1日から施行し、第21条については昭和58年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和58年4月1日から施行し、第3条別表2、英米文学科の教育課程については昭和57年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和59年4月1日から施行し、第2条、第8条第2項、第13条及び第3条別表2については昭和57年度入学者から適用する。
- 2 この改正学則施行の際、現に在学する昭和56年度入学者については、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、昭和59年4月1日から施行し、第21条については昭和59年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和60年4月1日から施行し、第3条別表1日本文学科の教育課程、同条別表2英語英米文学科の教育課程、同条別表3児童教育学科の教育課程及び第13条については、昭和60年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和60年4月1日から施行し、第8条第5項及び第21条については、昭和60年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度入学者から適用する。ただし、第21条第1項第4号の施設設備費については、昭和60年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この改正学則は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度入学者から適用する。ただし、第21条第1項第4号の施設設備費については、昭和61年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この改正学則は、昭和63年4月1日から施行し、第21条については、昭和63年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和64年4月1日から施行し、昭和64年度入学者から適用する。ただし、第21条第1項第4号の施設設備費については、昭和63年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第21条第4項の規定は施行日前の休学者から適用する。
- 2 （別表2）教育課程・英語英米文学科の表中、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・専門教育科目Ⅰ及び専門教育科目Ⅱに係る（別表2-2）教育課程・英語英米文学科の表は、平成元年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成元年10月24日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成元年12月1日から施行し、平成2年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 （別表1-2）、（別表2-3）及び（別表3-2）の表は、平成2年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成2年12月1日から施行し、平成3年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 （別表2－4）及び（別表3－3）の表は平成3年度入学者から適用する。
- 3 第13条の規定にかかわらず平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

区 分	入学定員
日本文学科	170名
英語英米文学科	170名
児童教育学科	90名
計	430名

附 則

- 1 この改正学則は、平成3年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条第1項第3号については、平成4年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成4年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 （別表1－3）、（別表2－5）及び（別表3－4）の表は、平成3年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成4年10月26日から施行し、平成5年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学者から適用する。ただし、第21条第1項第4号の施設設備費については、平成5年度以前の入学者にも適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条第1項第1号及び第3号については、平成7年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学者から適用する。ただし、第21条第1項第4号の施設設備費については、平成7年度以前の入学者にも適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条第1項第3号については、平成9年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条第1項第3号については、平成10年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第13条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

区 分	入学定員
日本文学科	150名
英語英米文学科	135名
児童教育学科	90名

人間科学科	120名
計	495名

附 則

- この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 第13条の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの間の英語英米文学科の入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員
英語英米文学科	135名

附 則

- この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 第13条の規定にかかわらず、日本文学科の編入学定員については、平成16年度編入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第13条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までの間の文学部人間科学科の収容定員は、次のとおりとする。

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部 人間科学科	— 名	340名	— 名	220名	— 名	100名

- 文学部人間科学科は、第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が在学なくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の規定は、各学部履修規程に定める年度の入学から適用する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成22年10月1日から施行し、平成23年度に転学部等をする者から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 第13条の規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までの間の文学部日本文学科書道文化専攻、文学部書道学科、文学部英語英米文学科及び家政学部生活デザイン学科の収容定員は、次のとおりとする。

区 分	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員

文学部 日本文学科 書道文化専攻	一 名	1名	92名	一 名	1名	62名	一 名	一 名	31名
文学部 書道学科	30名	一 名	30名	30名	一 名	60名	30名	1名	91名
文学部 英語英米文学科	110名	2名	474名	110名	2名	464名	110名	2名	454名
家政学部 生活デザイン学科	100名	2名	364名	100名	2名	384名	100名	2名	394名

附 則

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 第13条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの間の文学部の児童教育学科及び心理学科、教育学部児童教育学科、心理学部心理学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科及び家政学部生活デザイン学科の収容定員並びに平成24年度から平成28年度までの間の薬学部薬学科の収容定員は、次の表のとおりとする。

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学 定員	編入学定 員	収容 定員	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
文学部 児童教育学科	一 名	10名	350名	一 名	10名	240名	一 名	一 名	120名
文学部 心理学科	一 名	2名	274名	一 名	2名	184名	一 名	一 名	92名
教育学部 児童教育学科	110名	一 名	110名	110名	一 名	220名	110名	10名	340名
心理学部 心理学科	90名	一 名	90名	90名	一 名	180名	90名	2名	272名
現代ビジネス学部 現代ビジネス学科	120名	2名	454名	120名	2名	464名	120名	2名	474名
家政学部 生活デザイン学科	105名	2名	389名	105名	2名	404名	105名	2名	419名
薬学部 薬学科	120名	一 名	770名	120名	一 名	760名	120名	一 名	750名

区 分	平成27年度			平成28年度		
	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学 定員	編入学定 員	収容 定員
薬学部 薬学科	120名	一 名	740名	120名	一 名	730名

- 文学部の児童教育学科及び心理学科は、この規程による改正後の第2条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 第13条の規定にかかわらず、家政学部管理栄養学科の平成25年度から平成27年度までの間の収容定員は、次の表のとおりとする。

区 分	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	入学	編入学	収容	入学	編入学定	収容	入学	編入学	収容

	定員	定員	定員	定員	員	定員	定員	定員	定員
家政学部 管理栄養学科	120名	—	360名	120名	—	400名	120名	—	440名

附 則

- この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
- この改正学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第13条の規定にかかわらず、看護学部看護学科及び全学部に係る平成26年度から平成28年度までの間の収容定員については、次の表のとおりとする。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	収容定員	収容定員	収容定員
看護学部看護学科	120名	240名	360名
計	3,915名	4,080名	4,230名

- 新学則別表第1の規定は、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については、各学部が定めるところによる。

附 則

- この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- この改正学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第8条第2項及び第8条の2第2項の規定は、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科及び全学部に係る平成27年度から平成29年度までの間の収容定員については、新学則第13条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	収容定員	収容定員	収容定員
現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科	60名	120名	181名
計	4,140名	4,350名	4,521名

- 新学則別表第1の規定は、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- この改正学則は、平成27年11月1日から施行する。
- この改正学則による改正後の安田女子大学学則の規定は、平成28年度編入学から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
- この改正学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第8条の2第2項の規定は、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 教育学部児童教育学科、家政学部造形デザイン学科及び全学部に係る平成28年度から平成30年度までの間の収容定員については、新学則第13条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	収容定員	収容定員	収容定員
教育学部児童教育学科	500名	540名	580名
家政学部造形デザイン学科	80名	160名	240名
計	4,470名	4,761名	4,942名

- 新学則別表第1の規定は、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
- この改正学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第8条第2項の規定は、平成27年度入学生か

ら適用し、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 新学則別表第1の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 4 現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科の教育課程については、前項の規定にかかわらず、平成27年度入学生から適用する。
- 5 薬学部薬学科の教育課程については、第3項の規定にかかわらず、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 心理学部心理学科は、この改正学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、同学科に在学する学生に係る教育課程、履修方法その他修学に関する事項については、なお従前の例による。
- 3 平成30年度から同32年度までの間の心理学部の心理学科、現代心理学科及びビジネス心理学科に係る収容定員は、新学則第13条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		収容定員	収容定員	収容定員
心理学部	心理学科	274名	184名	92名
	現代心理学科	60名	120名	181名
	ビジネス心理学科	60名	120名	181名
合 計		4,972名	5,122名	5,152名

- 4 新学則第21条及び別表第2の規定中「施設設備費」に係る部分については、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 5 新学則別表第1の規定は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則による改正後の安田女子大学学則別表第1の規定は、平成31年度入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第13条の規定にかかわらず、2019年度から2021年度までの間の現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科、家政学部生活デザイン学科に係る収容定員については、次の表のとおりとする。

区 分		2019年度	2020年度	2021年度
		収容定員	収容定員	収容定員
現代ビジネス学部	国際観光ビジネス学科	272名	302名	332名
家政学部	生活デザイン学科	449名	474名	499名
計		5,177名	5,262名	5,347名

- 3 新学則別表第1の規定は、2019年度入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第8条の2第2項の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 新学則第13条の規定にかかわらず、2020年度から2022年度までの間の現代ビジネス学部現代ビジネス学科及び、公共経営学科並びに2020年度から2024年度までの間の薬学部薬学科に係る収容定員については、次の表のとおりとする。

区 分		2020年度	2021年度	2022年度
		収容定員	収容定員	収容定員
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	454名	424名	393名
	公共経営学科	60名	120名	181名
薬学部	薬学科	700名	680名	660名
計		5,272名	5,367名	5,432名

区 分		2023年度	2024年度
		収容定員	収容定員
薬学部	薬学科	640名	620名
計		5,442名	5,422名

- 4 新学則別表第1の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、2021年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第8条の2第2項の規定は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 新学則別表第1の規定は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の安田女子大学学則別表第1の規定は、2022年度入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第13条の規定にかかわらず、2022年度の教育学部児童教育学科、心理学部現代心理学科、家政学部生活デザイン学科及び造形デザイン学科、薬学部薬学科に係る収容定員並びに2023年度から2024年度までの間の心理学部現代心理学科、家政学部生活デザイン学科及び造形デザイン学科、薬学部薬学科に係る収容定員については、次の表のとおりとする。

区 分		2022年度
		収容定員
教育学部	児童教育学科	613名
心理学部	現代心理学科	272名
家政学部	生活デザイン学科	554名
	造形デザイン学科	315名
薬学部	薬学科	664名
計		5,484名

区 分		2023年度	2024年度
		収容定員	収容定員
心理学部	現代心理学科	302名	332名
家政学部	生活デザイン学科	584名	614名
	造形デザイン学科	310名	305名
薬学部	薬学科	648名	632名
計		5,546名	5,585名

- 3 新学則別表第1の規定は、2022年度入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学学則別表第1の規定は、2023年度入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学学則別表第1の規定は、2023年度入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学学則別表第1の規定は、2024年度入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第13条の規定にかかわらず、2025年度から2027年度までの間の文学部英語英米文学科、教育学部児童教育学科、幼児教育学科、現代ビジネス学部現代ビジネス学科、国際観光ビジネス学科及び家政学部生活デザイン学科に係る収容定員については、次の表のとおりとする。

区 分		2025年度	2026年度	2027年度
		収容定員	収容定員	収容定員
文学部	英語英米文学科	404名	364名	324名
教育学部	児童教育学科	516名	426名	334名
	幼児教育学科	130名	260名	392名
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	352名	342名	332名
	国際観光ビジネス学科	352名	342名	332名
家政学部	生活デザイン学科	604名	564名	524名
計		5,562名	5,502名	5,442名

- 3 新学則別表第1の規定は、2025年度入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学学則（以下「新学則」という。）第13条の規定にかかわらず、2025年度から2027年度までの間の理工学部生物科学科、情報科学科及び建築学科に係る収容定員については、次の表のとおりとする。

区 分		2025年度	2026年度	2027年度
		収容定員	収容定員	収容定員
理工学部	生物科学科	60名	120名	180名
	情報科学科	60名	120名	180名
	建築学科	60名	120名	180名
計		5,742名	5,862名	5,982名

- 3 新学則別表第1の規定は、2025年度入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 新学則別表第1の規定は、2025年度入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、なお従前の例による。